

(別表1)

### 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
<b>I 現状</b>	
<b>(1) 地域の災害リスク (地勢と自然条件)</b>	 
	<p>伊丹市は兵庫県南東部にあり、面積は 25.09 平方キロメートルと狭く、地形は概ね平坦。市域の西部には武庫川が、東部には猪名川がそれぞれ北から南へ流下しており、地形はこれらの河川により大きな影響を受けてきた。周囲は兵庫県の尼崎・西宮・宝塚・川西各市や大阪府の豊中・池田両市と接している。大阪市からは約 10 キロメートルと近く、大阪の衛星都市の一つとも位置づけられている。</p> <p>交通網は JR 福知山線（伊丹・北伊丹の 2 駅）と、阪急神戸線の支線である阪急伊丹線（伊丹・新伊丹・稻野の 3 駅）があり、大阪・神戸および阪神地域の諸都市を結んでいる。道路は国道 171 号が市の中央部を東西に横断し、市内の道路網も整備されており、交通量も多い。市バス路線が市内各所を網羅し、市民の足となっている。</p> <p><b>(洪水：ハザードマップ)</b></p> <p><b>①猪名川流域の水害</b></p> <p>伊丹市周辺では、猪名川の氾濫事例が多数記録されている。</p> <p>猪名川流域に大きな被害をもたらす降雨は、1)梅雨季に京阪神を襲う前線性豪雨によるもの、2)晩夏から初秋にかけて来襲する台風による豪雨に起因するものの 2 つに区分できる。</p> <p>1)の例としては、昭和 13 年の「阪神大水害」や「昭和 42 年 7 月豪雨」などが、2)の例としては昭和 28 年 9 月の台風第 13 号、昭和 35 年 8 月の台風第 16 号、昭和 58 年 9 月の台風第 10 号による洪水などが挙げられる。</p> <p>猪名川は、昭和 30 年代中頃まで堤防が小さく脆弱なうえ、河道も著しく蛇行していたため、原始河川のような状況で、豪雨の度に氾濫・洪水を繰り返していた。昭和初期以前の水害は、猪名川の増水により堤防が破堤し、濁流が集落・農地にあふれ出す外水氾濫がほとんどであったと考えられる。昭和 13 年 7 月の「阪神大水害」を契機に猪名川の改修工事が進められてきたが、開発が著しい都市河川流域のため治水施設の整備が追いつかず、改修工事開始後も数回洪水が発生している。これらの水害は山地部の宅地・ゴルフ場などの開発や段丘面・低地部の農地の宅地化に伴う保水機能・遊水機能の低下により、豪雨時の流出量が大きく、しかも流出時間が非常に早くなっていることが原因と考</p>

えられる。かつての水害と比較して、猪名川本川の破堤・溢水による外水氾濫は減少してきており、代わって支川の氾濫による水害が目立つことも近年の水害の特徴である。

## ②小河川の氾濫による水害

各河川のうち、一級河川（猪名川・藻川・空港川・駄六川・内川・箕面川・昆陽川・伊丹川・富松川・昆陽川捷水路）については大部分が改修を終えているが、二級河川（武庫川・天王寺川・天神川）については順次整備が行われているところである。近年の水害の傾向を見ると、猪名川や武庫川本川の破堤による氾濫はほとんど見られないが、本川の増水に伴って支川からの合流が阻害され、河川の排水の影響を受けて浸水被害が出ているようである。市域及びこれらの河川の上流部は急速に市街化が進展し、降水の流出を防ぐ保水機能やあふれた水を溜めておく遊水機能を有する土地が激減しており、代わってコンクリート等で被覆された土地が広がってきたため、降水が一時に河川に集中する傾向が顕著になってきた。これらの要因も近年の水害発生と密接な関係があると考えられる。

市内には用水路が網目のようにはり巡らされ、取水口や合流点・屈曲部付近で浸水被害が多数発生している。一般に被害が起きにくいとされている段丘面上でも軽微な被害が多く発生しているのはこのためである。また、段丘面上でも浅い谷を中心に盛土等の人工改変が行われており、わずかに周囲より低い窪地が生じている箇所が見られる。このような箇所では豪雨時に水がたまりやすく、路面冠水・床下浸水などの軽微な水害が発生する傾向がある。

## （土砂災害：ハザードマップ）

一般的に土砂災害は、降雨に伴って発生することが多いが、地震によっても発生する。

平成7年度の防災アセスメント調査で確認された市内の土砂災害発生場所は、北園北本町周辺の斜面である。この斜面は、伊丹緑地としてうっそうとした緑が広がっているため、植生の密なところの危険性は低いが、それ以外のところでは土砂災害の危険性があると考えられる。特に、鎧物師地区から北本町にかけて段丘崖は比高が10～20mと大きいことから注意が必要である。

## （地震：J-SHS）

平成22年5月20日に兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会から報告された地震被害想定では、県内に震度5強以上の揺れを生じさせる地震を62地震とし、うち伊丹市に震度7の揺れを生じさせる地震を「有馬一高槻断層帯」「六甲・淡路島断層帯」「上町断層帯」の3つの活断層によるものと想定した。これらの活断層によるM7以上の大地震の発生確率は、今後30年以内に上町断層で3%以上の発生確率を想定している。上町断層は伊丹市内に最大震度7の地震動を起こすことが予想されており、阪神・淡路大震災で伊丹市が受けた震度よりも強い揺れを受けることになる。伊丹市が阪神・淡路大震災級の地震の直撃を受けた場合には、多大の被害を生じることが予想される。

## （感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、当市は阪神北地域に属し、神戸市や大阪市への通勤圏内であることから、令和3年度に発令された新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の解除後も、まん延防止等重点措置区域に指定され、多くの事業者が多大な影響を受けた。

## (2) 商工業者の状況

令和4年3月31日現在 商工業者数 4,997社 小規模事業者数 3,608社

### 【商工事業者の内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業	479	347	一部猪名川沿いに位置している
卸売業・小売業	1,446	835	中心市街地・ショッピングモールに集積
飲食業	685	446	中心市街地・国道県道沿いに位置している
建設業	485	460	市内に広く分布している
サービス業	1,897	1,515	市内に広く分布している
その他	5	5	
合計	4,997	3,608	

## (3) これまでの取組

### ①当市の取組

防災訓練の実施

防災備品の備蓄、点検

感染症対策の注意喚起

### ②当所の取組

事業者BCPに関する国の施策の周知

兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

避難訓練の実施

新型コロナウイルス追跡システムの導入。テレワークの実施。

## II 課題

当市では近年、自然災害による人命に係る被災は無く、市民の間では、災害の少ない安全な地域と捉える傾向が強い。本年管内50小規模事業者にBCP策定意向調査を実施したところ、BCP策定済事業所はゼロであった。小規模事業者のBCP策定に対する関心は低い状況にある。

また、当所においても、防災計画とBCPの違いを正しく理解し、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分ではない。加えて、緊急時における市内事業者の復旧・事業継続の支援について、具体的な体制やマニュアルが未整備となっており、早急に支援体制を構築する必要がある。

さらに、感染症対策においては、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入の必要性などを周知する必要がある。

### III目標

#### (事業者対策)

管内小規模事業者に対し、事業継続を妨げる脅威を認識させ、事前対策の必要性を周知する。

小規模事業者がBCP策定に取り組むきっかけとするため、兵庫県のBCP・BCM支援プログラムと連携したBCPセミナーを開催する。

BCP策定を目指す事業者には、必要に応じて専門家を交え、計画策定を支援する。

発災後の復旧費用や運転資金の必要性に備えるため、共済・保険制度の推進を行う。

#### (内部体制)

職員が、支援者向けのBCP策定セミナーを受講し、支援力を高める。

発災時における連絡体制を円滑に行うため、伊丹商工会議所と伊丹市との間における被害情報報告ルートを構築する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また国内において感染者が発生した場合には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	セミナー開催 (回数)	策定目標 (事業者数)	
				BCP	事業継続力 強化計画
4,997	3,608	R5	1	5	10
		R6	1	5	10
		R7	1	6	12
		R8	1	6	12
		R9	1	7	14

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに 県 へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

伊丹商工会議所と伊丹市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### 巡回訪問

ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

また、自然災害以外の脅威（感染症、情報セキュリティ事故、サプライチェーンの途絶等）についても説明する。

まずは会員企業から行い、2年目から会員企業以外にも紹介していく。

##### 広報ツールの活用

会報（毎月発行）や市広報（毎月発行）、ホームページ等を活用し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

##### 商工会議所職員による個別支援

管内小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易な計画も含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について、隨時 指導及び助言を行う。

##### 専門家による集団指導・個別 支援

BCPに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

##### ②商工会議所自身の事業継続計画の作成

伊丹商工会議所は、令和5年3月までに事業継続計画を作成予定。

##### ③関係団体等との連携

損害保険会社やBCP専門家に派遣を依頼し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー や損害保険の紹介等を行う。

関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼や、セミナー等を共催する。

##### ④フォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定等取組状況を、市内景気動向調査（年1回実施）の中で確認する。

伊丹商工会議所と伊丹市で年1回状況確認や改善点等について協議する。

##### ⑤当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、伊丹市との連絡ルートの確認等を行う。

#### <2. 発災後の対策>

自然災害等の発災時には人命救助を最優先の上、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### ①応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を活用し、安否情報や業務従事の可否、被害状況等を伊丹商工会議所と伊丹市で共有する。）

## ②応急対策の方針決定

伊丹商工会議所と伊丹市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

公共交通機関が不通の場合も上記と同様とする。

職員全員が被災する等により応急対策がとれない場合の役割分担を決める。

大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<p>管内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</p> <p>管内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</p> <p>被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</p>
被害がある	<p>管内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</p> <p>管内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</p>
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

本計画により、伊丹商工会議所と伊丹市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

## <3. 発災時における指示命令系統・連携体制>

自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

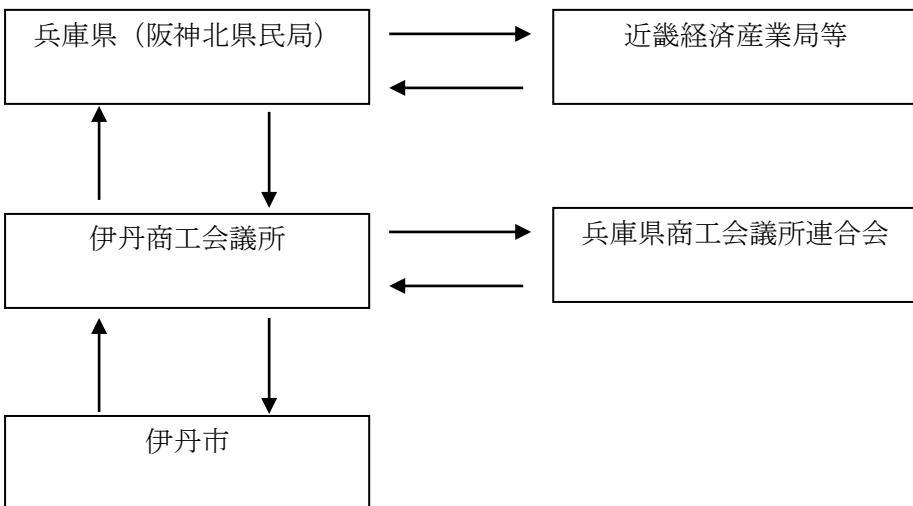
### 【具体的な仕組み】

被害状況の確認は、伊丹商工会議所が主導で、主に会員事業所を中心に行う。

事務局長指揮の下、被災した事業者に連絡、場合によっては訪問し、個別の被害状況を調査する。二次災害を防止するため、被災地域での活動を行う範囲について決めておく。

当所と当市は被害状況の確認方法についてあらかじめ確認しておく。

当所と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より県（窓口は県民局）へ報告する。



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

相談窓口の開設方法について、伊丹商工会議所と伊丹市が協議の上決定する（当所が、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

管内 小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

応急時に有効な被災事業者施策（国、兵庫県、伊丹市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県・兵庫県商工会議所連合会等に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

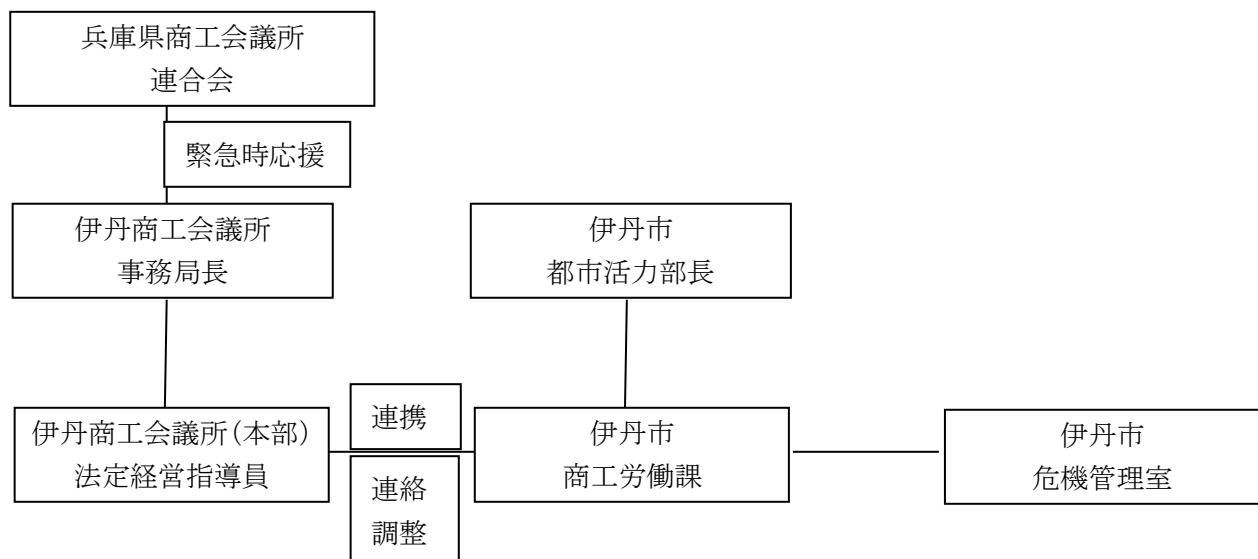
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年10月現在)

(1) 実施体制（伊丹商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／伊丹市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／伊丹商工会議所と伊丹市の共同体制／経営指導員の関与体制等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：田中靖二、半澤陽一  
伊丹商工会議所 TEL. 072-775-1221

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

本計画の具体的な取組の企画や実行  
本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回）

(3) 商工会／商工会議所、

関係市町 連絡先

①商工会議所

〒664-0895 兵庫県伊丹市宮ノ前 2-2-2  
伊丹商工会議所  
TEL 072-775-1221 FAX 072-775-1223 E-Mail [icci20@itami.or.jp](mailto:icci20@itami.or.jp)

②関係市町村

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1-1  
伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課  
TEL : 072-784-8047 FAX : 072-784-8048 E-Mail [syokorodo@city.itami.lg.jp](mailto:syokorodo@city.itami.lg.jp)

その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	210	210	310	310	410
セミナー開催費	60	60	60	60	60
専門家派遣費	100	100	200	200	300
パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

兵庫県補助金、会費、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項